

令和2年度 前期選抜募集要項

福島県立新地高等学校
〒979-2703 福島県相馬郡新地町小川字貝塚西13番地の1
電話 (0244) 62-2009 FAX (0244) 62-5021

1 課程・学科及び募集定員

全日制・普通科・80名

- (1) 特色選抜：募集定員の40%程度
- (2) 一般選抜：募集定員から、特色選抜において合格と判定された者の数を除いた数

2 出願資格

福島県立新地高等学校（以下「本校」という。）に入学を出願することのできる者は、次の

(1)、(2)のいずれかに該当する者とする。さらに、特色選抜への出願については、(3)の条件も満たす者とする。

- (1) 中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校若しくは中等教育学校の前期課程（以下「中学校」という。）を卒業又は修了した者、あるいは令和2年3月卒業見込又は修了見込の者（以下「卒業生及び卒業見込の者」という。）
ただし、福島県立併設型中高一貫教育校における中学校（以下「併設型中学校」という。）から当該中学校に係る併設型中高一貫教育校における高等学校（以下「併設型高等学校」という。）への入学を志願する者（以下「併設型入学予定者」という。）を除く。
- (2) 中学校卒業者と同等以上の学力があると認められる者
（令和2年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱の定めるところによる。）
- (3) 本校が示す特色選抜における「志願してほしい生徒像」を踏まえ、自ら志願する動機・理由が明白かつ適切である者

3 通学区域

「福島県立高等学校の通学区域に関する規則」による。

4 出願方法

- (1) 中学校卒業生及び卒業見込の者は、在学（出身）中学校長を通して、本校校長に出願する。
- (2) 上記(1)以外の者は、直接、本校校長に出願する。
- (3) 県外等からの出願については、事前に本校に問い合わせる。

5 願書受付場所

本校事務室（福島県相馬郡新地町小川字貝塚西13番地の1）とする。

6 併願の取扱い

志願者は、特色選抜と一般選抜のいずれか又は両方に出願することができる。

7 出願期間

令和2年2月6日（木）から2月12日（水）までとする。

受付時間は、午前9時から午後4時までとし、出願最終日は午前9時から正午までとする。

ただし、土曜日、日曜日及び祝日は受け付けない。

県外等から郵送により出願する場合は、速達・書留とし、返信用封筒（長形3号封筒に404円分（簡易書留）の切手を貼付し、本人の住所・氏名を記入したもの）を同封の上、令和2年2月12日（水）正午までに必着とする。その場合、事前に本校校長に連絡する。

8 出願に必要な書類

(1) 中学校卒業後及び卒業見込の者

① 入学願書（県教育委員会において作成したもの）

② 令和2年度福島県立高等学校入学志願に関する調査書（以下「調査書」という。）

ただし、年齢20歳以上の者については、本校校長の判断により、調査書の提出を免除することができる。

なお、提出期間は令和2年2月18日（火）から2月19日（水）までとする。受付時間は、午前9時から午後4時までとする。

③ 特色選抜志願理由書（本校所定の用紙とし、本校ホームページより印刷、志願者本人が自筆する）

ただし、一般選抜のみに出願する志願者については不要とする。

④ 受験票用紙（県教育委員会において作成したものに、受験番号欄の学科名、中学校名、志願者氏名を記入したもの）

⑤ 入学検定料納付済証明書用紙（県教育委員会において作成したものに、中学校名、志願者氏名及び出願課程名を記入したもの）

(2) 上記(1)以外の者

提出書類については、事前に本校に問い合わせる。

(3) 中学校長は、本校校長に入学願書を提出するとき、前期選抜志願者名簿（所定の様式）を添付する。

(4) 入学願書には、入学検定料として、2,200円の「福島県収入証紙」を貼付する。

ただし、志願者において消印しない。

9 自己申告書の提出

中学校において不登校であった志願者については、本人の希望により、長期欠席等の理由などを記載した自己申告書（所定の様式）を出願に際して本校校長に提出できる。

提出できる者は、不登校による欠席日数が1年間で30日以上とするが、30日未満の日数であっても希望する者は提出することができる。

また、保健室等登校であった者も、その日数が1年間で30日以上の場合提出できるが、30日未満の日数であっても希望する者は提出することができる。

提出及び受領は次の方法により行う。

(1) 志願者は、必要事項を記入した後、厳封の上、本校校長あて親展とし、書留で郵送するか又は持参する。郵送の場合には、志願者の住所、氏名を記入し、84円切手を貼付した返信用封筒（定形）を同封する。

(2) 自己申告書の提出があった場合、本校校長は、自己申告書受領書を交付する。

(3) 提出期間は、令和2年2月18日（火）から2月19日（水）までとする。

郵送の場合には、2月19日（水）の消印有効とする。

持参の場合の受付時間は、午前9時から午後4時までとする。

10 出願先変更

志願者は、令和2年2月13日（木）から2月17日（月）までの期間内で、1回に限り、出願先及び出願した選抜を変更することができる。

受付時間は、「7 出願期間」の受付時間と同じである。

ただし、土曜日及び日曜日は受け付けない。

- (1) 本校に出願した選抜を変更する場合は、新たに作成した入学願書及び受験票用紙に前期・連携型選抜出願先変更願（所定の様式）を添えて、在学（出身）中学校長を通して本校校長に提出する。

ただし、中学校卒業者及び卒業見込の者以外の者については、直接、本校校長に提出する。

- (2) 他の高等学校へ出願先を変更する場合は、令和2年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱の定めるところによる。

- (3) 出願先変更之际して新たに提出する入学願書には、「福島県収入証紙」及び「入学検定料納付済証明書」を貼付する必要はない。

ただし、出願先変更により入学検定料の不足が生ずる場合は、入学願書に不足額の「福島県収入証紙」を貼付する。

- (4) 出願先変更により特色選抜に新たに出願する者は、新たに作成した特色選抜志願理由書を在学（出身）中学校長を通して本校校長に提出する。

ただし、中学校卒業者及び卒業見込の者以外の者については、直接、本校校長に提出する。

- (5) すでに交付を受けた受験票は返還する。

11 出願の取消し

- (1) 中学校卒業者及び卒業見込の者が前期選抜の出願を取り消す場合は、出願取消届（所定の様式）を在学（出身）中学校長を通して出願期間終了後に本校校長に提出する。

- (2) 上記（1）以外の者は、出願取消届（所定の様式）を出願期間終了後に、直接、本校校長に提出する。

- (3) 前期選抜の出願を取り消す者は、出願した高等学校に受験票を返還する。

ただし、すでに納付された入学検定料については返還しない。

12 出願の特例措置

令和2年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱の定めるところによる。

13 障がい等のある志願者に対する配慮

- (1) 中学校卒業者及び卒業見込の者

- ① 原則として年内に、志願者は、中学校長を通して、「受験上の配慮申請書」（所定の様式）を、本校校長に提出する。その際、中学校長は中学校における「生活・学習の様子、配慮等に関する説明書」（所定の様式）と本校校長が必要と判断した場合には診断書等も併せて提出する。

本校校長は必要に応じて、県教育委員会と受験上の配慮に関して協議を行う。

- ② 本校校長は、願書受付後に、「受験上の配慮に関する通知書」（所定の様式）により、受験上の配慮に関して中学校長を通して志願者に通知する。

(2) 上記(1)以外の者

- ① 原則として年内に、志願者は、「受験上の配慮申請書」(所定の様式)を、本校校長に提出する。本校校長が必要と判断した場合には診断書等を提出する。
本校校長は必要に応じて、県教育委員会と受験上の配慮に関して協議を行う。
- ② 本校校長は、願書受付後に、「受験上の配慮に関する通知書」(所定の様式)により、受験上の配慮に関して志願者に通知する。

14 選抜方法・選抜資料

(1) 特色選抜

特色選抜志願理由書、調査書の審査結果、学力検査の成績及び特色選抜に係る面接(以下「特色面接」という。)を資料として、さらに作文(以下「特色検査」という。)の結果を併せて資料として選抜を行う。選抜に当たっては、本校の特色や学科の特性等に配慮しつつ、志願者の個性や学ぶ意欲を重視し、その教育を受けるに足る能力・適性等を総合的に判定し、合格者を決定する。

○ 志願してほしい生徒像

本校は小規模校としての特性を生かし、地域社会に貢献できる人材の育成を目指している。そのために、規範意識が高く、コミュニケーション力や基本的な生活習慣が身についている生徒の中で、次のいずれかに該当するリーダーシップがとれる生徒を求めている。

- ① 生徒会役員として生徒会行事や学校行事を企画・運営し、高校入学後も各種活動に積極的に取り組める者。
- ② 学級活動や各種委員会活動において委員長や副委員長を務め、高校入学後も積極的に行動できる者。
- ③ 部活動において部長や副部長を務め、高校入学後も積極的に活動できる者。

特色選抜

選抜資料					
学力検査	特色選抜 志願理由書	調査書	特色面接	特色検査	選抜資料の 満点
5教科とする。 満点を250点とする。	本校への志望の動機を明確にし、より具体的な高校生活の取り組み等について本人が記入する。	「各教科の学習の記録」は135点満点とし、「特別活動等の記録」は65点満点として、合計200点満点とする。	個人面接を実施する。面接については段階評価とする。	作文を実施する。あるテーマについて、600字程度で自分の思いや感想を述べる作文とする。作文については、点数化し、50点満点とする。	全体の満点は、500点とする。

(2) 一般選抜

調査書の審査結果及び学力検査の成績を資料として、さらに一般選抜に係る面接(以下「一般面接」という。)の結果を併せて資料として、本校の特色や学科の特性等に配慮しつつ、その教育を受けるに足る能力・適性等を総合的に判定して選抜する。

なお、特色選抜と一般選抜の両方に出願した志願者が、特色選抜に不合格になった場合は、一般選抜のみの志願者と併せて選抜の対象とする。

一般選抜

選抜資料			学力検査と調査書の 成績の比重
学力検査	調査書	一般面接	
5教科とする。満点を250点とする。	「各教科の学習の記録」は195点満点とし、「特別活動の記録」は55点満点として、合計250点満点とする。	個人面接を実施する。面接については、段階評価とする。	同等とする。

15 学力検査、各種面接及び特色検査の日時及び会場

(1) 学力検査の日時、日程及び会場は次のとおりとする。

① 日時 令和2年3月4日(水) 午前9時～午後3時10分

② 日程 受付 午前8時15分～午前8時30分

諸注意 午前8時40分～午前8時50分

9:00 9:50 10:10 11:00 11:20 12:10 13:10 14:00 14:20 15:10

国語	休	数学	休	外国語 (英語)	昼食	理科	休	社会
----	---	----	---	-------------	----	----	---	----

(50分) (20分) (50分) (20分) (50分) (60分) (50分) (20分) (50分)

③ 会場 本校(受付場所は生徒昇降口)

④ 持ち物等 受験票、上ばき、昼食、鉛筆、消しゴム、コンパス、定規
(ただし、下敷、分度器(分度器機能を有する定規を含む)は使用できない。)

⑤ 携帯電話等の通信機器及び計算機能や言語表現機能を有するものは持ち込まない。

(2) 特色面接及び特色検査の日時、日程及び会場は次のとおりとする。なお、特色選抜と一般選抜の両方に出願した志願者については、特色面接の実施をもって一般面接の実施とみなす。

① 日時 令和2年3月5日(木) 午前9時～午後1時00分(予定)

② 日程 受付 午前8時15分～午前8時30分

諸注意 午前8時40分～午前8時50分

検査(作文) 午前9時00分～午前9時50分

面接 午前10時10分～午後1時00分(予定)

③ 会場 本校(受付場所は生徒昇降口)

④ 持ち物等 受験票、上ばき、鉛筆、消しゴム

⑤ 携帯電話等の通信機器は持ち込まない。

(3) 一般面接の日時、日程及び会場は次のとおりとする。

① 日時 令和2年3月5日(木) 午前9時～午後1時00分(予定)

② 日程 受付 午前8時15分～午前8時30分

諸注意 午前8時40分～午前8時50分

面接 午前9時00分～午後1時00分(予定)

③ 会場 本校(受付場所は生徒昇降口)

④ 持ち物等 受験票、上ばき

⑤ 携帯電話等の通信機器は持ち込まない。

16 追検査等の実施

追検査等の受験資格がある志願者は、前期選抜実施日に記録的な大雪や大地震等の非常災害による交通遮断等により欠席や大幅な遅刻を余儀なくされた者及びインフルエンザ等学校感染症に罹患した状態にあり欠席した者とする。なお、インフルエンザ等学校感染症とは、学校保健安全法施行規則第18条に定められた「学校において予防すべき感染症」を指すものとする。

(1) 追検査等の日時、日程及び会場は次のとおりとする。

① 日時 令和2年3月11日(水) 午前9時～

② 日程 受付 午前8時15分～午前8時30分

諸注意 午前8時40分～午前8時50分

ア 4日(水)、5日(木) 両日欠席の場合

(予定)

9:00 9:50 10:05 10:55 11:10 12:00 12:50 13:40 13:55 14:45 15:00 15:50 16:05 16:45

国語	休	数学	休	外国語 (英語)	昼食	理科	休	社会	休	特色 検査	休	特色 面接
										一般 面接		

50分 15分 50分 15分 50分 50分 50分 15分 50分 15分 50分 15分

※ 一般選抜のみの受験者は、特色検査を受験せず、一般面接の実施を実施する。

※ 特色面接のみの受験者は、一般面接を受験しない。

※ 特色選抜と一般選抜の両方に出願した志願者については、特色面接の実施をもって一般面接の実施とみなす。

イ 4日(水) 欠席の場合

9:00 9:50 10:05 10:55 11:10 12:00 12:50 13:40 13:55 14:45

国語	休	数学	休	外国語 (英語)	昼食	理科	休	社会
----	---	----	---	-------------	----	----	---	----

(50分) (15分) (50分) (15分) (50分) (50分) (50分) (15分) (50分)

ウ 5日(木) 欠席の場合 (予定)

9:00 9:50 10:10 11:00

特色 検査	休	特色 面接
一般 面接		

50分 20分

※ 一般選抜のみの受験者は、特色検査を受験せず、一般面接の実施を実施する。

※ 特色選抜と一般選抜の両方に出願した志願者については、特色面接の実施をもって一般面接の実施とみなす。

③ 会場 本校(受付場所は生徒昇降口)

④ 持ち物等 受験票、上ばき、昼食、鉛筆、消しゴム、コンパス、定規

(ただし、下敷、分度器(分度器機能を有する定規を含む)は使用できない。)

⑤ 携帯電話等の通信機器及び計算機能や言語表現機能を有するものは持ち込まない。

(2) 追検査等受験の手続き

インフルエンザ等学校感染症に罹患した志願者が、前期選抜実施日に欠席し、志願者本人が追検査等の受験を希望する場合、インフルエンザ等学校感染症罹患患者追検査等受験願（所定の様式）に医師の診断書を添付し、3月6日午後4時までに本校校長へ提出する。その場合、在学（出身）中学校長は、事前に本校校長に連絡する。

なお、非常災害による交通遮断等により遅刻又は欠席した志願者の追検査等受験の可否については、本校校長と県教育委員会が協議し判断する。

本校校長は追検査等の受験資格を認めた者に対して、追検査等受験許可証（所定の様式）を交付する。

(3) 定員について

定員枠については、募集定員の外枠とはしない。

(4) その他

学力検査の際、インフルエンザ罹患患者や体調不良者の別室受験についてはこれまでどおり認めることとする。また、3月4日の学力検査を1教科でも受験した志願者は、追検査（学力検査）を受験できない。

17 合格者発表

(1) 令和2年3月16日（月）正午以降に本校で発表する。なお、電話による問い合わせには応じない。

(2) 本校校長は、合格者に対しては、受験票と引き換えに合格通知書を交付する。

(3) 本校校長は、提出書類の記載内容に事実と相違している点が認められたときは、合格を取り消すことがある。

18 その他

(1) 前期選抜で不合格となった者についての取扱い

前期選抜で不合格となった者が、後期選抜に出願するときは、令和2年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱の定めるところにより、新たに出願書類を提出する。

(2) 入学辞退の手続き

合格者のうち、入学を辞退する者は、入学辞退届（所定の様式）を在学（出身）中学校長を通して本校校長に提出する。

ただし、中学校卒業者及び卒業見込の者以外の者については、直接、本校校長に提出する。

(3) 上記以外の事項については、「令和2年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」の定めるところによる。

不明な点がある場合には、本校に問い合わせる。